

**治療と職業生活の
両立支援について**

北海道地域両立支援推進チームでは、がん、糖尿病、肝炎など反復・継続して治療が必要となる病気を抱えながら働く労働者が離職することなく活躍できる環境を整備するため、「治療と職業生活の両立支援」を推進しています。

仕事をしながら「がん」で通院している労働者は、全国で32.5万人に上っています。（平成22年国民生活基礎調査に基づく推計）

一方、近年の診断技術や治療方法の進歩により、がん5年相対生存率は58.6%と高くなっているところです。

しかしながら、疾病や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や、職場の理解・支援体制不足により、離職になってしまう場合があります。

「治療と職業生活の両立支援」は会社の関係者、医療機

関関係者、地域で支援する関係機関が連携して取り組んでいます。

▼ご相談・お問い合わせ先

北海道産業保健総合支援センター
札幌市中央区北1条西7丁目1番地
プレスト17ビル 2階

電話

011-242-17701

受付時間(平日のみ)

8時30分～17時15分

ホームページ

<http://hokkaidos.johas.go.jp>

**北海道労働委員会からの
お知らせ**

「ご存じですか？労働委員会
雇用トラブルまず相談」

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公・労使の各委員三人一組のあっせん員が、当事者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行

行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密

厳守のうえ、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には現地向向いて申請受付やあっせんを行います。お気軽に「相談ください」。

詳しくはホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/r/d/s>) をご覧ください。

●一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください

フリーダイヤル

0120-8116105

月～金曜日 17時～20時

土曜日 13時～16時

(祝日、年末年始を除く)

※社会保険労務士が対応します

●「あっせん」窓口

北海道労働委員会事務局
調整課

011-204-5667

月～金曜日

8時45分～17時30分

(祝日、年末年始を除く)

住所

〒060-8588

札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館10階

「公証週間」のお知らせ

●日本公証人連合会による「電話相談」

03-3550218239

○電話相談の期間と受付時間

・期間(土日を含む)

平成29年10月1日(日)～

10月7日(土)

・受付時間

午前9時30分から正午まで

午後1時から午後4時30分まで

○相談内容

公正証書による遺言、金銭の貸し借り・養育費の支払の約束、任意後見契約など

○相談員

日本公証人連合会所属公証人

●苦小牧公証役場による「夜間公証相談会」

○日時

平成29年10月3日(火)

平成29年10月5日(木)

午後5時～午後6時30分

○場所

苦小牧公証役場

(苦小牧市表町2-3-23

エイシンビル2階)

○相談内容

公正証書による遺言、金銭の貸し借り、養育費の支払の約束、任意後見契約など

○相談員

苦小牧公証役場公証人

垂石 善次

○その他

ご相談はいつも無料です。

ご希望の方は、前日までに電話で予約をお願いします。

▼お問い合わせ先

0144-3617769

**アイヌの人々に対する
相談窓口**

アイヌの方々からの

様々なご相談を受けします。日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談下さい。

相談専用電話

アイヌの方々からのための専用フリーダイヤル

0120-17711208

●受付 月曜日～金曜日

※祝日、12月29日～1月3日を除く

●時間 午前9時～午後5時

相談無料・匿名可・秘密厳守

●本相談事業は、(公財)人権教育啓発センターが、厚生労働省生活相談充実事業より実施するものです。

巡回行政相談所を開設します

10月16日(月)から22日(日)は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所の仕事についての苦情や意見、要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間に立って、その解決を図るものです。

相談は無料で秘密は厳重に守られます。お気軽にご相談ください。

●日時・場所

○門別地区

・10月19日(木)
10時～12時

役場厚賀出張所 2階会議室

13時～15時

門別公民館 第3研修室

・10月20日(金)

10時～12時

富川公会堂 2階小会議室

○日高地区

今回は都合により相談所の開設はありません。

●担当相談員

行政相談員

●お問い合わせ先

・日高町役場住民課

住民グループ

014561216182

・日高総合支所地域住民課
総務・税務・住民グループ
014571612001

就業構造基本調査を実施します

総務省統計局(北海道・日高町)では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法(国の統計に関する基本的な法律)に基づき実施する国の重要な統計調査です。

調査結果は、雇用政策、経済政策など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用されます。

調査をお願いする世帯には9月下旬に調査員が伺い、調査書類をお配りします。

皆様に、より便利にご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単にインターネットで回答することが可能となっておりますので調査の趣旨をご理解いただきご回答をお願いします。

▼お問い合わせ先

・就業構造基本調査コールセンター
057010711937
IP電話の場合

※10月26日(木)まで

午前8時～午後9時

(土・日・祝も利用可)

・北海道総合政策部情報統計局
統計課労働統計グループ
01120415146

登山届の提出を忘れず

登山者の皆様、登山届の提出を忘れていませんか？

「提出するのが面倒」・「日頃よく上っている山だから大丈夫」・「遭難するはずがない」等の理由で登山届を提出しない方がおります。

登山届は、登山で道に迷ったり、怪我などで行動不能となった場合、あなたの情報を迅速に収集し、救助活動を行うために大変重要なものですので、必ず提出しましょう。

また、登山をする時は、気象や地形などの条件を十分に調べ、無理のない計画を立てて万全な準備をしましょう。

●登山届とは？

・登山者の氏名・年齢・連絡先・予定登山ルート・装備等を記入したものです。

・登山届を作成することで登山計画を見直すことができ、遭難防止の第一歩となります。

●どうやって作成・提出するの？

北海道警察ホームページで作成・提出できます。

また、様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、お近くの交番・駐在所、警察署等へ郵送、FAX等で提出することができます。

●北海道警察ホームページ

(安全登山情報)

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiki/sangaku/sangaku-top.html>

▼お問い合わせ先

総務部危機対策局
危機対策課防災グループ
01120415008

広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄